

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成28年 6月 6日から平成28年 6月28日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

地域振興部地域支援協働課及び市民課

#### (2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 地域支援協働課

ア 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していたものが散見された。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。

イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替を行った結果、本来であれば時間外勤務手当(125/100)を支給しなければならないところ、休日勤務手当(135/100)を支給していたものがあつた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

ウ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあつた。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

エ 文書処理事務について、決裁区分を誤っているものがあつた。西尾市決裁規程に則つた事務処理をされたい。

オ 西尾市国際交流協会の公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

## (2) 市民課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 前年度に翌年度の契約締結伺いを起案しているものがあつた。
- (イ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものが散見された。
- (ウ) 予定価格書において、予定価格の決定権者に誤りがあつた。
- (エ) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約の他、予定価格書が封入されていないものが散見された。
- (オ) 契約締結伺い又は契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあつた。
- (カ) 契約書に暴力団排除に関する事項や個人情報保護に関する事項の記載のないものがあつた。
- (キ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等の届の提出を受けていないものが散見された。
- (ク) 監督職員、検査職員が任命されていないものがあつた。

イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していたものがあつた。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。

ウ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあつた。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

エ 年次休暇の主査専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。